

首都直下地震対策特別措置法(案)

内閣総理大臣

↓ 指定

首都直下地震緊急対策区域

【緊急対策推進基本計画】

- ・首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項
- ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

○行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画

- ・政府全体及び各行政機関の業務の継続に関する事項
- ・行政中枢機能の一時的代替に関する事項等

※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる

首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

○首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定

- ・永田町・霞ヶ関等を想定

○首都中枢機能維持基盤整備等計画

- ・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項
- ・首都直下地震が発生した場合の滞在者等の安全確保に関する事項 等

○首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特別の措置

- ・開発許可の特例 等

○交付金の交付等



地方緊急対策実施計画の作成等

○地方緊急対策実施計画

- ・緊急輸送のための道路、港湾等の整備
- ・石油コンビナート等の改築、補強
- ・帰宅困難者対策、ライフラインの確保

〔財政措置〕

- ・国の負担又は補助の特例 等
- ・緊急対策交付金の交付 等
- ・地方債の特例 等
- ・緊急対策債の発行 等

〔特別の措置〕

- ・国による公共施設等の工事の代行
- ・建築物の耐震診断の促進
- ・住民防災組織の認定 等

特定緊急対策事業推進計画等

○特定緊急対策事業推進計画の作成

〔特別の措置〕

- ・建築基準法の特例
- ・財産の処分の制限に係る承認手続きの特例
- ・防災街区整備事業の施行に伴う土地の使用

首都直下地震に関する地震観測体制の整備

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る